

学術指導についてのQ&A (学内用)

Q. 1 学術指導とはどのようなものですか？

学外の方から、学会の学術動向についての解説や専門書レベルの学術上の解説、機器、設備の故障原因の解明に関する指導など情報収集や資料作成の手間がかかる依頼を受けた時、従来は、学園内にそのような学術的な指導を勤務時間内に行えるような制度がありませんでした。

2011年からスタートする学術指導制度は、既存の共同研究契約や委託研究契約では困難であった技術指導、監修、各種コンサルティングなどの学外の方から学術的知識が求められる委託案件を、学外兼職として扱うのではなく、本務（大学の業務）として対応するものです。

なお、学術指導は、先生方の自主的判断で実施されるものであり、学術指導制度がスタートしたとは言っても、今までの共同研究あるいは委託研究の事前の段階で行ったりする無償の指導を全て有料に転換したりすることを求めるものではありません。

Q. 2 学術指導はどこで行われますか？

学術指導の実施場所は、原則設置大学内ですが、希望により委託先にて実施することも可能です。その場合、学術指導料には出張旅費は含まれませんので、指導に係る教員の出張旅費につきましては、学術指導料とは別に別途委託先に負担してもらいます。

Q. 3 学術指導にはどのようなケースがありますか？

一定期間の中で、複数回にわたって行われる専門知識の提供、研究・開発上の技術的な相談、経営や事業に関する助言等、以下のようなケースを想定しています。

①技術情報の開示・提供

企業等の外部機関が研究の詳細に関する説明や実演等を見聞する中で、技術情報の開示・提供（共同研究、委託研究の可能性検討は対象外）を行う場合

②評価・助言

企業等の外部機関が製品や商品、サービスの開発における各段階での性能や品質等について意見や評価を求められたり、経営や事業に関する助言を受けた場合

③ノウハウの開示・提供

技術導入にあたり研究成果や（特許）技術の利用方法について指導を求める場合

④特定スキル向上のためのセミナーの講師

企業等の外部機関が、特定スキル向上のための複数回にわたる講習を依頼する場合
なお、市民講座、研修講座の講師の職に就くことは、従来どおり学外兼職として扱
います。(兼職に関する取扱要項 第2条第ロ号の適用を受けます。)

Q. 4 学術指導料はどのようにして決まるのですか。

学術指導料は委託側企業等と指導教員とで協議の上決定します。なお、学術指導料
は個人ではなく、指導教員の研究費として配賦されます。

研究費は、奨学寄附金と同様に指導教員の裁量での執行になりますが、執行計画は
事前に担当事務に提出いただく必要があります。

Q. 5 申し込みはいつ行うのですか？

申し込み時期は定めていませんので、申し込みがあった時点から受け入れを審査
します。

Q. 6 学術指導はいつから開始できるのですか？

設置大学長において受け入れ決定がなされた案件については、担当事務にて学術指
導契約の手続きを行います。契約の締結がされましたら指導を開始することができま
す。

なお、雛形契約の内容と異なる提起が企業等の外部機関とある場合には、企業等の
外部機関、学術指導担当教員と担当事務の3者にて打合わせを行う場合があります。

Q. 7 その他

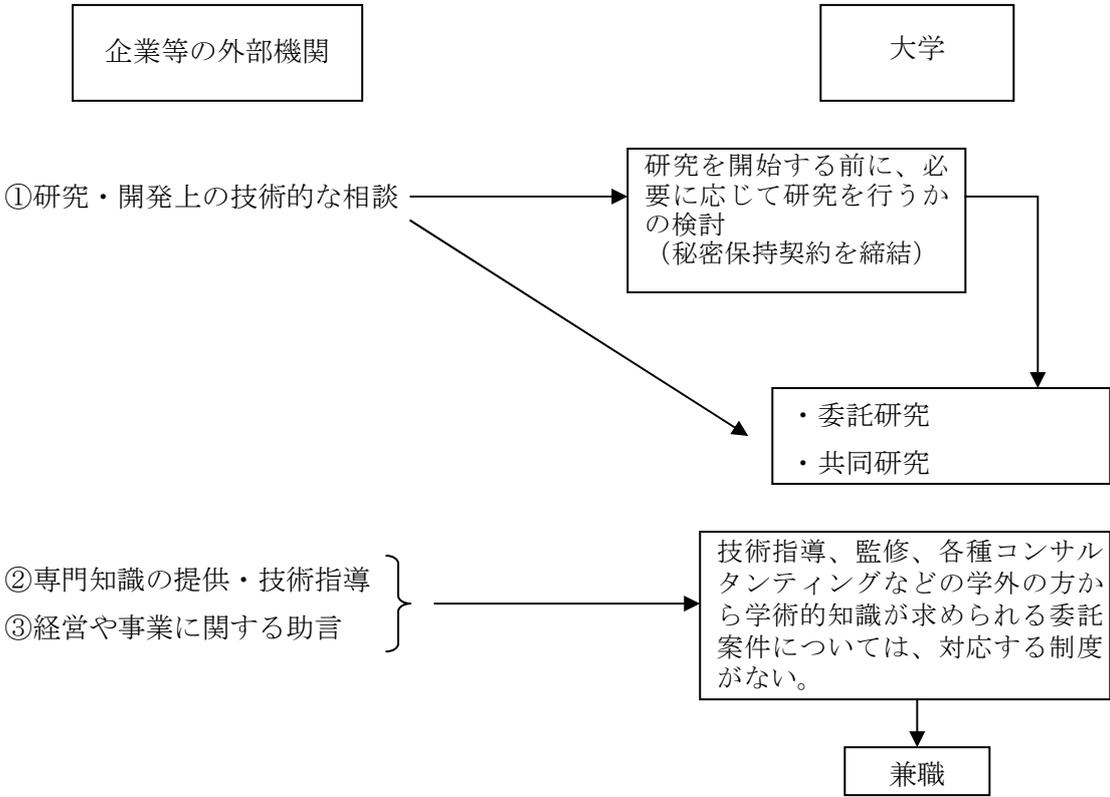
①学術指導の結果から生まれた知的財産の取り扱いについては、創出の実態に応じて、
別途協議とします。

②契約の締結により、守秘義務が生じますので、研究室における企業等の外部機関
から受け取る秘密情報は、十分な管理をしてください。

特に改正不正競争防止法には、秘密情報を扱う個人が違反した場合の罰則も規定
されていますので、十分留意してください。

参考

1. 2010 年度までの学園における産学管連携の対応



2. 2011 年度からの学園における産学管連携の対応

